

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）新旧対照条文目次

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）	1
○ 関税率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（第二条関係）	6
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）	14
○ 関税率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）（第四条関係）	22
○ 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第五条関係）	23
○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）（第六条関係）	24

改 正 案

現 行

<p>（輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告）          第四条 申告納税方式が適用される貨物についての法第七条第一項（申告）の規定による申告（特例申告（法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）を除く。）は、第五十九条第一項に規定する輸入申告書（以下この章において「輸入申告書」という。）に、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載して、これを税関長に提出することによつてしなければならない。          一及び二 （省 略）          三 貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から<b>第四条の九</b>まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。以下この項において同じ。）の計算につき定率法第四条第一項（課税価格の決定の原則）の規定の適用を受ける場合（法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により提出する仕入書、運賃明細書、保険料明細書及び包装明細書により課税価格の計算の基礎が明らかである場合に限る。）以外の場合にあつては、課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項          四及び五 （省 略）          2 5 （省 略）</p>	<p>（輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告）          第四条 同 上</p>
<p>（特例申告書の記載事項等）          第四条の二 法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告</p>	<p>（特例申告書の記載事項等）          第四条の二 同 上</p>

書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇六（省 略）

七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イに規定する締約国原産地証明書の発給を受けている旨（税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号、第十号及び第十一号において同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。）

八〇十二（省 略）

2（省 略）

3 第一項第一号に掲げる特例申告貨物の課税標準となるべき価格は、当該特例申告貨物の定率法第四条から第四条の九までの規定により計算される課税価格に相当する価格とする。

4及び5（省 略）

（港湾施設の建設又は管理を行う法人）

第三十条の二 法第三十七条第一項（指定保税地域の指定又は取消し）に規定する政令で定める者は、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第一項（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）の規定により国土交通大臣が指定する法人、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第一項又は第六項（港湾運営会社の指定）の規定により国土交通大臣又は国際拠点港湾（同法第二条第二項（定義）に規定する国際拠点港湾をいう。）の港湾管理者（同条第一項に規定する港湾管理者

一〇六 同 上

七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イに規定する締約国原産地証明書の発給を受けている旨（税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号、第十号及び第十一号において同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。）

八〇十二 同 上

2 同 上

3 第一項第一号に掲げる特例申告貨物の課税標準となるべき価格は、当該特例申告貨物の定率法第四条から第四条の八までの規定により計算される課税価格に相当する価格とする。

4及び5 同 上

（港湾施設の建設又は管理を行う法人）

第三十条の二 法第三十七条第一項（指定保税地域の指定又は取消し）に規定する政令で定める者は、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第一項（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）の規定により国土交通大臣が指定する法人及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の七第一項（特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け）に規定する国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者（同条第二項の特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設であるもの

をいう。)が指定する株式会社(同法附則第二十六項(同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。))の規定により同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた株式会社とみなされる同法附則第二十項(同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。))の規定により国土交通大臣が指定する株式会社を含む。)及び同法第五十五条の七第一項(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)に規定する国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者(同条第二項の特定用途港湾施設(同項第一号に掲げる港湾施設であるものに限る。))のうち港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号)第四条第一項第一号(特定用途港湾施設)の用途に供する港湾施設の建設又は改良をする者に限る。)とする。

(外国貨物を置くことの承認の申請)

第三十六条の三 (省 略)

2と4 (省 略)

5 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ハに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、当該承認の申請の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号ハに規定する締約国品目証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、当該便益の適用を受けようとする貨物の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格)の総額が二十万円以下である場合にあつては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

6及び7 (省 略)

に限る。)のうち港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号)第四条第一項第一号(特定用途港湾施設)の用途に供する港湾施設の建設又は改良をする者に限る。)とする。

(外国貨物を置くことの承認の申請)

第三十六条の三 同上

2と4 同上

5 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ハに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、当該承認の申請の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号ハに規定する締約国品目証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、当該便益の適用を受けようとする貨物の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格)の総額が二十万円以下である場合にあつては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

6及び7 同上

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)

第五十一条の十二 (省 略)

2 及び 4 (省 略)

5 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ハに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、当該承認の申請の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号ハに規定する締約国品目証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、当該便益の適用を受けようとする貨物の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格)の総額が二十万円以下である場合にあつては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

6 及び 7 (省 略)

(申告すべき数量及び価格)

第五十九条の二 (省 略)

2 第五十八条第一号に掲げる貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(航空機によつて輸出される貨物については、これに準ずる条件による価格とし、無償で輸出される貨物については、当該貨物が有償で輸出されるものとした場合のこれらの価格とする。)とし、前条第一項第一号及び第二項に掲げる貨物(特例申告貨物を除く。)の価格は、当該貨物の定率法第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定により計算される課税価格に相当する価格とする。

3 前条第一項第一号に掲げる貨物(特例申告貨物に限る。)が無償

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)

第五十一条の十二 同上

2 及び 4 同上

5 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ハに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、当該承認の申請の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号ハに規定する締約国品目証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、当該便益の適用を受けようとする貨物の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格)の総額が二十万円以下である場合にあつては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

6 及び 7 同上

(申告すべき数量及び価格)

第五十九条の二 同上

2 第五十八条第一号に掲げる貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(航空機によつて輸出される貨物については、これに準ずる条件による価格とし、無償で輸出される貨物については、当該貨物が有償で輸出されるものとした場合のこれらの価格とする。)とし、前条第一項第一号及び第二項に掲げる貨物(特例申告貨物を除く。)の価格は、当該貨物の定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定により計算される課税価格に相当する価格とする。

3 前条第一項第一号に掲げる貨物(特例申告貨物に限る。)が無償

で輸入される場合における当該貨物の価格は、当該貨物につき定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格とする。  
4及び5 (省 略)

(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等)

第六十一条 法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十八条の便益(次号の便益を除く。)を適用する場合

当該貨物が当該便益の適用を受ける外国(その一部である地域を含む。)の生産物であることを証明した原産地証明書(課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。))の総額が二十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかでない貨物に係るものを除く。)

二 (省 略)

2と8 (省 略)

で輸入される場合における当該貨物の価格は、当該貨物につき定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格とする。  
4及び5 同 上

(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等)

第六十一条 同 上

一 法第六十八条の便益(次号の便益を除く。)を適用する場合

当該貨物が当該便益の適用を受ける外国(その一部である地域を含む。)の生産物であることを証明した原産地証明書(課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。))の総額が二十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかでない貨物に係るものを除く。)

二 同 上

2と8 同 上

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（省 略）</p> <p>第一章の二 課税価格の計算（<u>第一条の四―第一条の十三</u>）</p> <p>第二章〜第十三章（省 略）</p> <p>附則</p> <p>（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）</p> <p>第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 貨物の種類、数量及び価格、入国者の職業及び入国の事由その他の事情を勘案して明らかに商業量に達すると認められる数量の貨物。ただし、当該貨物の課税価格（数量を課税標準とする貨物にあつては、<u>法第四条から第四条の九まで</u>（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次号、第四条、第五条の二第一項第二号、第十三条の三及び第五十七条第十二号において同じ。）が十万円以下であるものを除く。</p> <p>三（省 略）</p> <p>第一章の二 課税価格の計算</p> <p>（輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 同 上</p> <p>第一章の二 課税価格の計算（<u>第一条の四―第一条の十二</u>）</p> <p>第二章〜第十三章 同 上</p> <p>附則</p> <p>（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）</p> <p>第一条の二 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 貨物の種類、数量及び価格、入国者の職業及び入国の事由その他の事情を勘案して明らかに商業量に達すると認められる数量の貨物。ただし、当該貨物の課税価格（数量を課税標準とする貨物にあつては、<u>法第四条から第四条の八まで</u>（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次号、第四条、第五条の二第一項第二号、第十三条の三及び第五十七条第十二号において同じ。）が十万円以下であるものを除く。</p> <p>三 同 上</p> <p>第一章の二 同 上</p> <p>（輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格）</p>

第一条の四 法第四条第一項（課税価格の決定の原則）に規定する買

手により売手に対し又は売手のために輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格は、当該輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額（買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含む。以下この条において同じ。）とし、次に掲げる費用等の額は含まないものとする。ただし、当該輸入貨物につき、次に掲げる費用等でその額を明らかにすることができないものがあることにより当該明らかにすることができない費用等の額を含んだものとしてでなければ当該支払の総額を把握することができない場合においては、当該明らかにすることができない費用等の額を含んだ当該支払の総額とする。

一 当該輸入貨物の輸入申告の時（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第四条第一項各号（課税物件の確定の時期）に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物にあつては、当該各号に定める時。第一条の十一第一項において「課税物件確定の時」という。）の属する日以後に行われる当該輸入貨物に係る据付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用

二 （省 略）

三 本邦において当該輸入貨物に課される関税その他の課

四 当該輸入貨物に係る輸入取引（法第四条第一項に規定する輸入取引をいう。以下同じ。）が延払条件付取引である場合における延払金利

（課税価格に含まれる運賃等）

第一条の五 法第四条第一項第一号（課税価格の決定の原則）に規定する輸入港までの運賃等は、輸入貨物（法第四条の六第一項（航空運送貨物等）に係る課税価格の決定の特例）に規定する貨物に該当す

第一条の四 同上

一 当該輸入貨物の輸入申告の時（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第四条第一項各号（課税物件の確定の時期の特例）に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物にあつては、当該各号に定める時。第一条の十第一項において「課税物件確定の時」という。）の属する日以後に行われる当該輸入貨物に係る据付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用

二 同 上

三 本邦において当該輸入貨物に課される関税その他の課徴金

四 当該輸入貨物に係る輸入取引が延払条件付取引である場合における延払金利

（課税価格に含まれる運賃等）

第一条の五 法第四条第一項第一号（課税価格に含まれる輸入港までの運賃等）に規定する輸入港までの運賃等は、輸入貨物（法第四条の六第一項（航空運送貨物）に係る課税価格の決定の特例）に規定す



るものを除く。)の運送が特殊な事情の下において行われたことにより、当該輸入貨物の実際には要した当該輸入港までの運賃等の額が当該輸入貨物の通常必要とされる当該輸入港までの運賃等の額を著しく超えるものである場合には、当該通常必要とされる当該輸入港までの運賃等とする。

2

法第四条第一項第三号イからハまでに掲げる物品に要する同号の費用は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める費用に当該物品を輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供するために要した運賃、保険料その他の費用であつて買手により負担されるものを加算した費用(当該物品が当該輸入貨物以外の貨物にも組み込まれ、当該輸入貨物以外の貨物の生産のためにも使用され又は当該輸入貨物以外の貨物の生産の過程でも消費されるものである場合には、当該輸入貨物に組み込まれ、当該輸入貨物の生産のために使用され又は当該輸入貨物の生産の過程で消費された当該物品の使用の程度に応じて按分したものと)とする。この場合において、当該物品につき加工、改良その他の価値を増加させるための行為による価値の増加又は使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少(第一号に掲げる物品については当該物品が生産された後当該買手により当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供されるまでの間の価値の増加又は価値の減少に限り、第二号に掲げる物品については当該物品が当該買手に取得された後当該買手により当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供されるまでの間の価値の増加又は価値の減少に限る。)があつたときは、当該価値の増加又は価値の減少に相当する額を加算又は控除するものとする。

一 当該買手が自ら生産した物品又は当該買手と特殊関係(法第四

条第二項第四号に規定する特殊関係をいう。第四項第一号及び次

条第一項において同じ。)にある者が生産した物品であつて当該

る貨物に該当するものを除く。)の運送が特殊な事情の下において行われたことにより、当該輸入貨物の実際には要した当該輸入港までの運賃等の額が当該輸入貨物の通常必要とされる当該輸入港までの運賃等の額を著しく超えるものである場合には、当該通常必要とされる当該輸入港までの運賃等とする。

買手が当該者から直接に取得したもの 当該物品の生産に要した費用

二 前号に掲げる物品以外の物品 当該買手が当該物品を取得するために通常要する費用

3 法第四条第一項第三号二に規定する政令で定める輸入貨物の生産に関する役務は、当該輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であつて本邦以外において開発されたものとする。

4 法第四条第一項第三号二に掲げる役務に要する同号の費用は、次の各号に掲げる役務の区分に応じ、当該各号に定める費用に当該役務を輸入貨物の生産に関連して提供するために要した運賃、保険料その他の費用であつて買手により負担されるものを加算した費用（当該役務が当該輸入貨物以外の貨物の生産のためにも利用されるものである場合には、当該輸入貨物の生産のために利用された当該役務の利用の程度に応じて按分したものと）とする。この場合において、当該役務につき改良その他の価値を増加させるための行為による価値の増加又は陳腐化その他のやむを得ない理由による価値の減少（第一号に掲げる役務については当該役務が開発された後当該買手により当該輸入貨物の生産に関連して提供されるまでの間の価値の増加又は価値の減少に限り、第二号に掲げる役務については当該役務が当該買手に提供された後当該買手により当該輸入貨物の生産に関連して提供されるまでの間の価値の増加又は価値の減少に限る。）があつたときは、当該価値の増加又は価値の減少に相当する額を加算又は控除するものとする。

一 当該買手が自ら開発した役務又は当該買手と特殊関係にある者が開発した役務であつて当該買手が当該者から直接に提供を受けたもの 当該役務の開発に要した費用

二 前号に掲げる役務以外の役務 当該買手が当該役務の提供を受

2 法第四条第一項第三号二（課税価格に含まれる役務に要する費用）に規定する政令で定める輸入貨物の生産に関する役務は、当該輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であつて本邦以外において開発されたものとする。

けるために通常要する費用

5 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める特許権、意匠権及び商標権に類するものは、実用新案権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるものとする。

(輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明をする場合における価格差の調整及びその証明の手続)

第一条の六 法第四条第二項ただし書(課税価格の決定の原則)に規定する政令で定める費用は、同条第一項各号に掲げる運賃等以外の費用のうち、特殊関係にない売手と買手との間の輸入取引においては当該売手により負担される費用であつて、売手と買手との間に特殊関係があることにより当該売手によりその全部又は一部が負担されない費用とする。

2及び3 (省 略)

(特殊関係の範囲)

第一条の八 法第四条第二項第四号(課税価格の決定の原則)に規定する政令で定める一方の者と他方の者との間の特殊な関係は、一方の者と他方の者との関係が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合における関係とする。

- 一 一方の者と他方の者とその行う事業の法令上認められた共同経営者である場合
- 二 いずれか一方の者が他方の者の使用者である場合

3 法第四条第一項第四号(課税価格に含まれる特許権等の対価)に規定する政令で定める特許権、意匠権及び商標権に類するものは、実用新案権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるものとする。

(輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明をする場合における価格差の調整及びその証明の手続)

第一条の六 法第四条第二項ただし書(輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明)に規定する政令で定める費用は、同条第一項各号(課税価格に含まれる運賃等)に掲げる運賃等以外の費用のうち、特殊関係(同条第二項第四号(特殊関係)に規定する特殊関係をいう。以下同じ。)にない売手と買手との間の輸入取引においては当該売手により負担される費用であつて、売手と買手との間に特殊関係があることにより当該売手によりその全部又は一部が負担されない費用とする。

2及び3 同 上

(特殊関係の範囲)

第一条の八 法第四条第二項第四号(売手と買手との間の特殊関係)に規定する政令で定める売手と買手との間の特殊な関係は、売手と買手との関係が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合における関係とする。

- 一 売手及び買手が行う事業の法令上認められた共同経営者である場合
- 二 売手又は買手のいずれか一方の者が他方の者の使用者である場合

三 いずれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の五パーセント以上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持している場合

四 いずれか一方の者が他方の者を直接又は間接に支配している場合（前号に該当する場合を除く。）

五 一方の者と他方の者との事業に係る議決権を伴う社外株式の総数のそれぞれ五パーセント以上の社外株式が同一の第三者によつて直接又は間接に所有され、管理され、又は所持されている場合

六 一方の者と他方の者が同一の第三者によつて直接又は間接に支配されている場合（前号に該当する場合を除く。）

七 一方の者と他方の者が共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している場合

八 一方の者と他方の者とが親族関係にある場合  
（法第四条第三項に規定する場合における第一条の四から前条までの規定の適用）

第一条の九 法第四条第三項（課税価格の決定の原則）に規定する場合には、同項に規定する取引を輸入取引と、同項に規定する委託者を買手と、同項に規定する受託者を売手と、同項に規定する加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれみなして、第一条の四から前条までの規定を適用する。

（同一の生産者により生産された貨物に係る取引価格の優先適用等）

第一条の十 （省略）

（輸入貨物等に係る国内販売価格）

三 売手又は買手のいずれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の五パーセント以上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持している場合

四 売手又は買手のいずれか一方の者が他方の者を直接又は間接に支配している場合（前号に該当する場合を除く。）

五 売手及び買手の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数のそれぞれ五パーセント以上の社外株式が同一の第三者によつて直接又は間接に所有され、管理され、又は所持されている場合

六 売手及び買手が同一の第三者によつて直接又は間接に支配されている場合（前号に該当する場合を除く。）

七 売手及び買手が共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している場合

八 売手及び買手が親族関係にある場合

第一条の九 法第四条第三項（課税価格の決定の原則）に規定する場合には、同項に規定する取引を輸入取引と、同項に規定する委託者を買手と、同項に規定する受託者を売手と、同項に規定する加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれみなして、第一条の四から前条までの規定を適用する。

（同一の生産者により生産された貨物に係る取引価格の優先適用等）

第一条の十 同上

（輸入貨物等に係る国内販売価格）

第一条の十一 (省 略)

(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)

第一条の十二 法第四条の四(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)に規定する政令で定めるところにより計算される価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 法第四条から第四条の三まで(課税価格の決定の原則・同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定・国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)に規定する方法による課税価格の計算の基礎となる事項の一部がこれらの規定による計算を行うために必要とされる要件を満たさないためこれらの規定に規定する方法により課税価格を計算することができない場合において、その必要とされる要件を満たさない事項につき合理的な調整を加えることにより当該事項が当該要件を満たすこととなるとき 当該要件を満たさない事項につき当該調整を加えてこれらの規定に規定する方法により計算される価格

二 (省 略)

(航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例)

第一条の十三 (省 略)

2 法第四条の六第一項に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一 三 (省 略)

四 本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は第十四条の手続を経て別送し

第一条の十一 同上

(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)

第一条の十一 同上

一 法第四条第一項(課税価格の決定の原則)の規定により計算された課税価格又は法第四条の三第一項第一号(国内販売価格に基づく課税価格の決定)の規定を適用して同項の規定により計算された課税価格(これらの課税価格の双方があるときは、法第四条第一項の規定により計算された課税価格)のうち、品質、性能、輸出の時期その他の事情の差異により生じた当該輸入貨物との価格差を明らかにすることができるものと認められる貨物(本邦以外において生産されたものに限る。)に係るものがある場合 当該課税価格にこれらの貨物の価格表による品質又は性能の差異に必ずる価格比、輸出の時期の差異による価格の変動率を乗ずる等当該課税価格について品質、性能、輸出の時期その他の事情の差異により生じた当該輸入貨物との価格差につき必要な調整を行った後の価格

二 同上

(航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例)

第一条の十二 同上

2 同上

一 三 同上

四 本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は第十四条の手続を経て別送し

て輸入する物品（自動車、船舶及び航空機を除く。）のうち、その個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（法第十四条第七号（無条件免税）の規定により関税の免除を受けることができるこれらのものを除く。）で、航空機による運賃及び保険料に基づいて算出した課税価格の総額が二十万円以下のもの

五 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は第十四条の手続を経て別送して輸入する物品（自動車、船舶及び航空機を除く。）のうち、その者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（法第十四条第八号の規定により関税の免除を受けることができるこれらのものを除く。）で、航空機による運賃及び保険料に基づいて算出した課税価格の総額が二十万円以下のもの

六 輸入貨物に係る契約において航空機による運送以外の運送方法により運送されることとされていた貨物で、当該貨物の製作の遅延その他その輸入者の責めに帰することができない理由により当該貨物の本邦への到着が遅延し又は遅延するおそれが生じたため、その輸入者以外の者が運送方法の変更に伴う費用を負担することにより航空機によつて運送されたもの

七（省略）

て輸入する物品（自動車、船舶及び航空機を除く。）のうち、その個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（法第十四条第七号（携帯品の無条件免税）の規定により関税の免除を受けることができるこれらのものを除く。）で、航空機による運賃及び保険料に基づいて算出した課税価格の総額が二十万円以下のもの

五 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は第十四条の手続を経て別送して輸入する物品（自動車、船舶及び航空機を除く。）のうち、その者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（法第十四条第八号（引越荷物の無条件免税）の規定により関税の免除を受けることができるこれらのものを除く。）で、航空機による運賃及び保険料に基づいて算出した課税価格の総額が二十万円以下のもの

六 輸入取引に係る契約において航空機による運送以外の運送方法により運送されることとされていた貨物で、当該貨物の製作の遅延その他その輸入者の責めに帰することができない理由により当該貨物の本邦への到着が遅延し又は遅延するおそれが生じたため、その輸入者以外の者が運送方法の変更に伴う費用を負担することにより航空機によつて運送されたもの

七 同上

改 正 案

現 行

（輸入数量の算出方法）

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。）に係る数量として、同法第二百一条第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十五年

（輸入数量の算出方法）

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。）に係る数量として、同法第二百一条第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十四年

四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認を受けたものを除く。）の数量を平成二十五年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 (省 略)

(加工又は組立てに係る製品の減税の額)

第二十一条 法第八条第一項に規定する課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格は、原材料貨物に係る関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第五十九条の二（申告すべき数量及び価格）に規定する本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に百分の百六を乗じて得た価格（以下この条において「課税価格相当価格」という。）とし、同項の規定による関税の軽減額は、同項の規定により算出した額の全額とする。ただし、原材料貨物が関税率法第十四条第十号ただし書（無条件免税）に規定する貨物又は製品に該当する場合には、当該関税の軽減額は、法第八条第一項に規定する製品の関税の額（同項の規定による関税の軽減を受けないとした場合の額をいう。）に、第一号の金額から第二号の金額を控除した金額の当該製品の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十二条第一項第十七号において同じ。）に対する割合を乗じて算出した額とする。

一及び二 (省 略)

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認を受けたものを除く。）の数量を平成二十四年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 同 上

(加工又は組立てに係る製品の減税の額)

第二十一条 法第八条第一項に規定する課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格は、原材料貨物に係る関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第五十九条の二（申告すべき数量及び価格）に規定する本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に百分の百六を乗じて得た価格（以下この条において「課税価格相当価格」という。）とし、同項の規定による関税の軽減額は、同項の規定により算出した額の全額とする。ただし、原材料貨物が関税率法第十四条第十号ただし書（無条件免税）に規定する貨物又は製品に該当する場合には、当該関税の軽減額は、法第八条第一項に規定する製品の関税の額（同項の規定による関税の軽減を受けないとした場合の額をいう。）に、第一号の金額から第二号の金額を控除した金額の当該製品の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十二条第一項第十七号において同じ。）に対する割合を乗じて算出した額とする。

一及び二 同 上

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)



第二十五条 (省 略)

2 法第八条の第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一 別表第一の第七〇号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五・〇五項に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの(第六号に掲げるものを除く。)

二 別表第一の第七五号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるものイ及びロ (省 略)

三 別表第一の第一〇四号に掲げる国を原産地とする関税率表第二一〇一・一一号の二の(二)に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの

四 別表第一の第七五号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十七年三月三十一日までに輸入されるものイ及びロ (省 略)

五 別表第一の第七五号に掲げる国を原産地とする関税率表第五四・〇三項及び第九六・一六項に掲げる物品であつて、平成二十八年三月三十一日までに輸入されるもの

六 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号、第十号、第十一号、第十二号又は第十三号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一二七号、第一二三号、第七七号、第七〇号、第一三号、第一〇二号、第一〇八号、第一二二号又は第一一三号に掲げる国を原産地とするもの(当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。)

七 (省 略)

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二〇号、第二一号、第二九号

第二十五条 同上

2 同上

一 別表第一の第七一号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五・〇五項に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの(第五号に掲げるものを除く。)

二 別表第一の第七六号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるものイ及びロ 同上

三 別表第一の第一〇五号に掲げる国を原産地とする関税率表第二一〇一・一一号の二の(二)に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの

四 別表第一の第七六号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十七年三月三十一日までに輸入されるものイ及びロ 同上

五 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号、第十号、第十一号、第十二号又は第十三号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一二八号、第一二四号、第七八号、第七一号、第一三号、第一〇三号、第一〇九号、第一二二号又は第一一四号に掲げる国を原産地とするもの(当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。)

六 同上

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二〇号、第二一号、第二九号

から第三二号まで、第三四号、第四四号、第四七号から第五二号まで、第五六号、第六一号、第六二号、第六八号、第六九号、第七二号から第七四号まで、第七八号、第七九号、第九〇号から第九二号まで、第九五号、第九九号、第一〇〇号、第一〇三号、第一〇五号、第一〇六号、第一〇九号、第一二〇号から第一二二号まで、第一二六号、第一二九号、第一三〇号、第一三九号及び第一四一号から第一四三号までに掲げる国とする。

別表第一（第二十五条関係）

番号	国又は地域名
一	
～	(省略)
三九	
四〇	ケニア
四一	コートジボワール
四二	コスタリカ
四三	コソボ
四四	コモロ
四五	コロンビア
四六	コンゴ共和国
四七	コンゴ民主共和国
四八	サモア
四九	サントメ・プリンシペ
五〇	ザンビア
五一	シエラレオネ
五二	ジブチ

から第三二号まで、第三四号、第四五号、第四八号から第五三号まで、第五七号、第六二号、第六三号、第六九号、第七〇号、第七三号から第七五号まで、第七九号、第八〇号、第九一号から第九三号まで、第九六号、第一〇〇号、第一〇一号、第一〇四号、第一〇六号、第一〇七号、第一一〇号、第一二一号から第一二三号まで、第一二七号、第一三〇号、第一三一号、第一四〇号及び第一四二号から第一四四号までに掲げる国とする。

別表第一（第二十五条関係）

番号	国又は地域名
一	
～	同上
三九	
四〇	クロアチア
四一	同上
四二	同上
四三	同上
四四	同上
四五	同上
四六	同上
四七	同上
四八	同上
四九	同上
五〇	同上
五一	同上
五二	同上
五三	同上

八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三
トケラウ諸島地域	トーゴ	ツバル	チリ	チュニジア	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）	中央アフリカ	チャド	タンザニア	タジキスタン	タイ	ソロモン	ソマリア	セントルシア	セントヘレナ及びその附属諸島地域	セントビンセント	セントクリストファー・ネイビス	セルビア	セネガル	赤道ギニア	セーシェル	スワジランド	スリランカ	スリナム	スーダン	ジンバブエ	シリア	ジャマイカ

八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九八	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一
ベトナム	米領サモア地域	ブルンジ	ブルキナファソ	ブラジル	ブータン	フィリピン	フィジー	東ティモール	バングラデシュ	パラグアイ	パラオ	パプアニューギニア	バヌアツ	パナマ	パキスタン	ハイチ	ネパール	ニジェール	ニカラグア	ニウエ島地域	ナミビア	ナイジェリア	トンガ	トルコ	トルクメニスタン	ドミニカ共和国	ドミニカ

一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九八	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

一〇九	ベナン
一一〇	ベネズエラ
一一一	ベラルーシ
一一二	ペリール
一一三	ペルー
一一四	ボスニア・ヘルツェゴビナ
一一五	ボツワナ
一一六	ボリビア
一一七	ホンジュラス
一一八	マーシャル
一一九	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
一二〇	マダガスカル
一二一	マラウイ
一二二	マリ
一二三	マレーシア
一二四	ミクロネシア
一二五	南アフリカ共和国
一二六	ミャンマー
一二七	メキシコ
一二八	モーリシャス
一二九	モリタニア
一三〇	モザンビーク
一三一	モルディブ
一三二	モルドバ
一三三	モロッコ
一三四	モンゴル
一三五	モンテネグロ
一三六	モントセラト地域

一三〇	同	上
一二九	同	上
一二八	同	上
一二七	同	上
一二六	同	上
一二五	同	上
一二四	同	上
一二三	同	上
一二二	同	上
一二一	同	上
一二〇	同	上
一一九	同	上
一一八	同	上
一一七	同	上
一一六	同	上
一一五	同	上
一一四	同	上
一一三	同	上
一一二	同	上
一一一	同	上
一一〇	同	上
一〇九	同	上

一四四	一四三	一四二	一四一	一四〇	一三九	一三八	一三七
レバノン	レント	ルワンダ	リベリア	リビア	ラオス	ヨルダン川西岸及びガザ地域	ヨルダン

一四五	一四四	一四三	一四二	一四一	一四〇	一三九	一三八
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

○ 関税率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		別表（第一条、第二条関係）			
		地域	国	名	
（省略）	大洋州	（省略）	アジア	ブータン	
	ナウル				
現行		別表（第一条、第二条関係）			
		地域	国	名	
同上	同上	同上	同上	同上	
	同上	同上	ラオス	同上	

○ 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の手続等）            第四十六条の六（省 略）            2及び3（省 略）            4 法第八十七条の五第二項に規定する政令で定めるものは、一個の課税価格（関税率法（明治四十三年法律第五十四号）<u>第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格をいう。</u>）が十万円を超えるものとする。</p>	<p>（別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の手続等）            第四十六条の六 同 上            2及び3 同 上            4 法第八十七条の五第二項に規定する政令で定めるものは、一個の課税価格（関税率法（明治四十三年法律第五十四号）<u>第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格をいう。</u>）が十万円を超えるものとする。</p>





一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇 二一〇一・ 一二 二一〇一・ 二〇 二一〇六・ 一〇 二一〇六・ 九〇	品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）並びに調製食料品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇 二一〇一・ 一二 二一〇一・ 二〇 二一〇六・ 一〇 二一〇六・ 九〇	同上	平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで	同上

二九	のうち学校等給食用のもの以外のもの	〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	七、二六四 トン
〇四〇二・ 九一	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	〇四〇二・ 一〇	無機質を濃縮したホエイ	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	一、五〇〇 トン
〇四〇四・ 一〇	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するも	〇四〇四・ 一〇	無機質を濃縮したホエイ	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	四五、〇〇 トン
二九	同上	〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一	同上	平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで	同上
〇四〇二・ 九一	同上	〇四〇二・ 一〇	同上	平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで	同上
〇四〇四・ 一〇	同上	〇四〇四・ 一〇	同上	平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで	同上

〇七二三・ 三五 〇七二三・ 三四 〇七二三・ 三四 〇七二三・ 三五 〇七二三・	の	〇四〇四・ 一〇 〇四〇四・ 九〇	ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	二五、〇〇 〇トン
〇四〇五・ 一〇 〇四〇五・ 九〇		〇四〇五・ 一〇 〇四〇五・ 九〇	ミルクから得たバターその他の油脂	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	五八一トン
〇四〇六・ 一〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇		〇四〇六・ 一〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	六五、七〇 〇トン
〇七一三・ 一〇 〇七一三・ 三二 〇七一三・ 三三 〇七一三・ 三四 〇七一三・ 三五 〇七一三・		〇七一三・ 一〇 〇七一三・ 三二 〇七一三・ 三三 〇七一三・ 三四 〇七一三・ 三五 〇七一三・	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	平成二五年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	五〇、〇〇 〇トン
〇四〇四・ 一〇 〇四〇四・ 九〇	同上	〇四〇四・ 一〇 〇四〇四・ 九〇		平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで	同上
〇四〇五・ 一〇 〇四〇五・ 九〇	同上	〇四〇五・ 一〇 〇四〇五・ 九〇		平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで	同上
〇四〇六・ 一〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	同上	〇四〇六・ 一〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇		平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで	六六、二〇 〇トン
〇七一三・ 一〇 〇七一三・ 三二 〇七一三・ 三三 〇七一三・ 三四 〇七一三・ 三五 〇七一三・	同上	〇七一三・ 一〇 〇七一三・ 三二 〇七一三・ 三三 〇七一三・ 三四 〇七一三・ 三五 〇七一三・		平成二四年 一〇月一日 から平成二 五年三月三 一日まで	七〇、〇〇 〇トン

一一〇七・								三九 〇七二三・ 五〇 〇七二三・ 六〇 〇七二三・ 九〇	
麦芽(いつてあるかない)	とうもろこしのうちその 他のもの	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	とうもろこしのうちコー ン	平成二五年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	平成二五年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二、〇九六 、三〇〇ト ン
平成二五年	平成二五年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二五年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	平成二五年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二五年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二五年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	平成二五年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二、〇九六 、三〇〇ト ン
二八三、八	五六、六〇 〇トン	五四、七〇 〇トン	三五三、八 〇〇トン	二、〇九六 、三〇〇ト ン	二、〇九六 、三〇〇ト ン	二、〇九六 、三〇〇ト ン	二、〇九六 、三〇〇ト ン	二、〇九六 、三〇〇ト ン	二、〇九六 、三〇〇ト ン

一一〇七・								三九 〇七二三・ 五〇 〇七二三・ 六〇 〇七二三・ 九〇	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	平成二四年 一月一日 から平成二 五年三月三 日まで	平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで	平成二四年 一月一日 から平成二 五年三月三 日まで	二、〇九五 、六〇〇ト ン
平成二四年	平成二四年 一月一日 から平成二 五年三月三 日まで	平成二四年 一月一日 から平成二 五年三月三 日まで	平成二四年 一月一日 から平成二 五年三月三 日まで	平成二四年 一月一日 から平成二 五年三月三 日まで	平成二四年 一月一日 から平成二 五年三月三 日まで	平成二四年 一月一日 から平成二 五年三月三 日まで	平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで	平成二四年 一月一日 から平成二 五年三月三 日まで	二、〇九五 、六〇〇ト ン
二五三、六	五七、四〇 〇トン	五五、四〇 〇トン	三五〇、〇 〇〇トン	二、〇九五 、六〇〇ト ン	二、〇九五 、六〇〇ト ン	二、〇九五 、六〇〇ト ン	二、〇九五 、六〇〇ト ン	二、〇九五 、六〇〇ト ン	二、〇九五 、六〇〇ト ン

一〇 一一〇七・ 二〇	かを問わない。）	四月一日か ら同年九月 三〇日まで	〇〇トン
一一〇八・ 一二 一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	平成二五年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	八三、五〇 〇トン
一一〇二・ 三〇 一一〇二・ 四一 一二〇二・	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてある	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	七五、〇〇 〇トン（む きみ換算数 量とし、殻 付きのもの
一〇 一一〇七・ 二〇	同上	平成二四年 一月一日 から平成二 五年三月三 日まで	〇〇トン
一一〇八・ 一二 一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇	同上	平成二四年 一月一日 から平成二 五年三月三 日まで	同上
一一〇二・ 三〇 一一〇二・ 四一 一二〇二・	同上	平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで	同上

四二	かないかを問わない。)	一七〇三・ 一〇 一七〇三・ 九〇	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）のうちアルコールの製造用のもの	一八〇六・ 二〇	ココアを含有する調製食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるも	二二	かないかを問わない。)	一七〇三・ 一〇 一七〇三・ 九〇	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）のうちアルコールの製造用のもの	一八〇六・ 二〇	ココアを含有する調製食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるも	二二	かないかを問わない。)	一七〇三・ 一〇 一七〇三・ 九〇	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）のうちアルコールの製造用のもの	一八〇六・ 二〇	ココアを含有する調製食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるも
九二	こんやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	二、〇〇〇 トン	二六七トン （荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉〇・一五八トンに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。）	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	二二	かないかを問わない。)	二二	こんやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	二二	こんやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	九二	こんやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	二二	こんやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	二二	こんやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）
九二	こんやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	二、〇〇〇 トン	二六七トン （荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉〇・一五八トンに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。）	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	二二	かないかを問わない。)	二二	こんやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	二二	こんやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	九二	こんやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	二二	こんやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	二二	こんやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）

	<p>の及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。)のうち、チョコレート製造用のもの</p>	日まで	
<p>二〇〇二・九〇</p>	<p>トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの</p>	<p>平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで</p>	<p>四〇、〇〇 〇トン</p>
<p>二〇〇八・二〇</p>	<p>パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のもの(細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。)</p>	<p>平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで</p>	<p>四一、六〇 〇トン</p>
<p>二一〇六・九〇</p>	<p>調製食用脂(関税率表第九〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。以下この項において同じ。)のうちニュー</p>	<p>平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで</p>	<p>一一、五五 〇トン</p>
		日まで	
<p>二〇〇二・九〇</p>	同上	<p>平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで</p>	<p>三八、五〇 〇トン</p>
<p>二〇〇八・二〇</p>	同上	<p>平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで</p>	<p>四七、一〇 〇トン</p>
<p>二一〇六・九〇</p>	同上	<p>平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで</p>	<p>同上</p>





九一 四一〇七・ 九二 四一〇七・ 九九	クラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染着色したものの（クロムなめし以外のものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染着色し又は模様付けしたものの以外のもの	牛又は馬類の動物のなめした皮のうち、染着色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染着色
九一 四一〇七・ 九二 四一〇七・ 九九	同上	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一
同上	同上	一、四六六 、〇〇〇平 方メートル
平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一	同上	同上



六四〇三・ 二〇 六四〇三・ 四〇 六四〇三・ 五一 六四〇三・ 五九 六四〇三・ 九一 六四〇三・ 九九 六四〇四・ 一九 六四〇四・ 二〇 六四〇五・ 一〇 六四〇五・ 九〇	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）のうち甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したもの並びにこれら以外のもので本底が革製のもの（スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するもの及びスリッパを除くものとし、甲が革製のもの以外のものにあつては、甲の一部に革を使用したものに限る。）	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	算するもの とする。） 一二、〇一 九、〇〇〇 足
六四〇三・ 二〇 六四〇三・ 四〇 六四〇三・ 五一 六四〇三・ 五九 六四〇三・ 九一 六四〇三・ 九九 六四〇四・ 一九 六四〇四・ 二〇 六四〇五・ 一〇 六四〇五・ 九〇	同上	平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで	算するもの とする。） 同上